

議案第 88 号

中津川集落活動センター「こだま」に係る指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により中津川集落活動センター「こだま」に係る指定管理者を下記のとおり指定することについて議会の議決を求める。

平成 28 年 9 月 7 日 提出

四万十町長 中尾 博憲

記

1. 団体の所在地 四万十町大正中津川 243-1
2. 団体の名称 大正中津川地区
3. 指定期間 自：平成 28 年 12 月 1 日
至：平成 31 年 3 月 31 日